

厚生労働省との意見交換に係る質問事項

現在、貴省との意見交換を行うべく調整を行っておりますが、その意見交換のため、以下のとおり質問をさせていただきますので、事前に当方までご回答下さいますようお願い申し上げます。

■保育所における自園調理について

1. 保育所における自園調理については、平成 10 年 2 月 18 日付けで「保育所における調理業務の委託について」(児発第 86 号通知)が発出されていたが、本年 4 月に児童福祉施設最低基準(省令)を改正し、原則、給食の外部搬入方式を認められないこととした理由如何。
2. 上記 1. の省令改正を受け、貴省が本年 7 月に実施された「保育所における給食の外部搬入に係る実態調査」の調査対象・内容及び結果をご教示願いたい。
3. 上記 1. の省令改正を受け、従来、給食の外部搬入方式を採用していた保育所では食事の提供が行えなくなり、運営に支障を来しているとの声がある。こうした保育所の実態を把握されているか。また、この点についての貴省の見解如何。
4. 特区制度における特例措置「公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業」(特例番号 920)の認定を受けている公立保育所数をご教示願いたい。また、当該特例措置が、公立保育所に限定されている理由如何。
5. 上記 4. の特例措置の全国展開について、平成 19 年度の評価・調査委員会及び医療・福祉・労働部会における評価意見等により「平成 20 年度に評価等を行う」とされたが、給食の外部搬入による効果と、全国展開を行うに当たり、貴省がお考えの「生じると想定される弊害」についてご説明願いたい。
6. 調理室の必置基準や自園調理に関連し、現在、特例として認められているもの(特区認

定を受けている保育所を除く)として、以下の内容につきご確認願いたい。また、これら以外にも特例があれば、すべてご教示願いたい。

- 調理業務の全部を委託する施設では、調理員の配置は不要。
- 分園方式の保育所では、中心保育所に調理室があり、調理員があれば、調理室の設置及び調理員の配置は不要。
- 幼稚園や学校の余裕教室を使って保育所を整備する場合には、園・学校の給食設備の共用が可能。
- 認定こども園では、幼保連携型であれば、公立・私立ともに、満3歳以上の子どもには給食の外部搬入が可能。(認定こども園の幼稚園型の保育所機能部分及び地方裁量型では、公私の区別、児童の年齢にかかわらず、給食の外部搬入は認められていないと理解してよろしいか。)

以上